

# 金融円滑化にかかる基本方針、体制の概要および実施状況

平成 27 年 5 月 1 日  
茨城むつみ農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

## 第 1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等，経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

## 第 2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下，関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて，当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し，組織横断的に協議することとしております。また，協議内容については，必要に応じて理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」，金融部を「金融円滑化管理責任部署」として，当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握するこ

ととしております。

- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

### 第3 金融円滑化にかかる措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。表1
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

表1 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	猿島郡境町大字長井戸 23番地	金融部融資課	0280-23-1575
静支店	猿島郡境町大字塚崎 2564-2	金融窓口	0280-87-1308
長田支店	猿島郡境町大字蛇池 635-1	金融窓口	0280-87-0680
猿島支店	猿島郡境町大字大歩 222-1	金融窓口	0280-87-3604
森戸支店	猿島郡境町大字伏木 490	金融窓口	0280-86-5334
五霞支店	猿島郡五霞町大字新幸谷 453	金融窓口	0280-84-0003
古河支店	古河市中田 1299	金融窓口	0280-48-1854
古河東支店	古河市古河 485-5	金融窓口	0280-32-0611
上辺見支店	古河市上辺見 1209	金融窓口	0280-32-0479
小堤支店	古河市小堤 1454	金融窓口	0280-98-3003
下大野支店	古河市下大野 695	金融窓口	0280-92-1821
釈迦支店	古河市釈迦 100	金融窓口	0280-920103
三和支店	古河市仁連 2074-1	金融窓口	0280-76-0017
猿島中央支店	坂東市山 2757-1	金融窓口	0280-88-0251

(ご相談受付時間：9時～17時)

- ※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融部融資課にてお受けいたします。
- ・ 苦情相談窓口 TEL 0280-23-1575

### 第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経

営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

(2) 農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

## 第5 貸付条件の変更等の実施状況

表2・3のとおり

表2

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債務の数（債務者が中小企業者である場合）（単位：件）

	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末
貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	2	2	2	2	2	2
うち、実行に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0

表3

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債務の数（債務者が住宅資金借入者である場合）（単位：件）

	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末
貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	3	3	3	4	4	4
うち、実行に係る貸付債権の数	3	3	3	4	4	4
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0